

●●●●●●●● 税務署からの連絡事項 ●●●●●●●●

1 総務課

(1) 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取組依頼

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、各府省は、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定することとなっており、国税関係手続についても、令和3年10月18日に財務省ホームページで基本計画を公表しています。

納税者等の利便性の向上や、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に向けて、関与先への積極的な e-Tax の利用勧奨をお願いします。

(2) 税を考える週間行事

本年度の「税を考える週間」では、近鉄大阪線大阪上本町駅で「税を考える週間街頭キャンペーン」、天王寺税務署・なにわ南府税事務所で「小学生の税の書道展」を実施する予定です。

(3) 第47回天王寺区民まつりオンライン（別添1）

令和3年11月28日（日）14時から配信予定の「第47回天王寺区民まつりオンライン」に参加し、「中学生の税についての作文」の「近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞」受賞者（四天王寺中学校3年生）が作文を朗読し、税に関するPR活動を行います。

2 管理運営部門

(1) 申告所得税予定納税第2期分の納期限について

申告所得税予定納税第2期分の納期限・振替納付日は、令和3年11月30日（火）です。関与先の期限内納付につきまして、ご指導をよろしく申し上げます。振替未利用者の方につきましては、振替納税をお勧めいただくようお願いします。

なお、減額申請の期限は、11月15日（月）です。

(2) キャッシュレス納付のご案内（別添2）

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に出向く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

3 徴収部門

(1) 国税の納付が困難な場合の既存の猶予制度（別添3）

新型コロナウイルス感染症に係る特別法の施行による特例の納税猶予制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象であるため、現在は原則適用できません。しかしながら、他の猶予制度を適用することができますので、猶予期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますし、従来とは異なり原則担保も不要です。

関与先から相談があった際には、ご指導をお願いします。

(2) 阿倍野税務署での納付相談等（別添4）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しています。

したがって、阿倍野税務署管内の関与先につきましては、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229
(天王寺税務署 徴収職員が応答します。)

(3) 期限内納付に向けた納付指導のお願い（別添5、6）

適正かつ公正な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先に対する期限内納付に関する広報・周知や納付指導の実施について、一層のご協力よろしくをお願いします。

また、予納制度の利用につきましても、期限内納付を確保する有効な手段であり、延滞税の負担が軽減される場合もありますので積極的な周知をお願いします。

4 個人課税部門

(1) 令和3年分確定申告期における申告書作成会場

天王寺税務署の申告書作成会場は、令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで、署2階大会議室で開設し、地区相談会場は、開設いたしません。

申告書作成会場では、感染力の強い変異株の蔓延など、現下の状況を踏まえ、一歩進んだ感染症対策を実施いたします。また、前年に引き続き、LINEを使ったオンライン

事前発行等の入場整理券方式により、申告相談を行います。

しかし、一番の感染症対策は、申告書作成会場に来ていただかないこととなりますので、税務署では、ご自身のスマホやパソコンを利用した e-Tax 送信を推奨する広報に努めております。納税者への周知・広報にご協力の程、よろしくお願いいたします。

(2) 法定調書の提出に係る留意事項（別添 7、8）

法定調書の提出について、令和 3 年 1 月提出分から、e-Tax 又は光ディスクによる提出義務基準が 100 枚以上に引き下げられています。

基準年は前々年となりますので、令和 2 年の提出枚数をご確認願います。

なお、提出義務の判定は、法定調書の種類ごとになりますのでご注意ください。

法定調書作成の際は、e-Tax ソフト（WEB 版）で CSV 読込を行うことにより、便利に作成できますので、リーフレット裏面をご参照願います。

5 法人課税部門

(1) インボイス制度説明会の開催

インボイス制度説明会を以下のとおり天王寺納税協会にて開催します。

各回定員 20 名の事前予約制となっております。

開催日時		開催場所	連絡先	予約 期限	
年月日	時間				
R3. 11. 22	10:00~11:00	天王寺納税協会 3 階会議室	天王寺税務署 (06-6772-1281)	管理運営第 1 部門 (内線 242)	11/18
	15:00~16:00				17:00
R3. 12. 15	10:00~11:00			個人課税第 1 部門 (内線 233. 234)	12/13
	15:00~16:00				17:00
R4. 1. 12	10:00~11:00			法人課税第 1 部門 (内線 262. 263)	1/7
	15:00~16:00				17:00

(2) 年末調整に関する周知・広報のお願い

国税庁では、年末調整の時期に国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ」を開設し、年末調整の際に使用する各種様式、手引及び解説動画並びにチャットボットを掲載しているところです。

昨年に引き続き、貴支部のホームページに当庁作成のバナーを掲載していただくとともに、「年末調整特集ページ」の URL 又は QR コードを機関紙（誌）等へ掲載いただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

また、年末調整手続きの電子化について、国税庁ホームページ内に「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使

用方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報に取り組んでいるところです。

上記同様、貴支部のホームページに当庁作成のバナーを掲載していただくとともに、「年末調整手続の電子化に向けた取組について」の URL 又は QR コードを機関紙（誌）等へ掲載いただきますようご協力をよろしく申し上げます。

【QR コード】

年末調整特集ページ



年末調整手続の電子化に向けた取組について



オンライン利用率引上げに係る基本計画の公表について

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、各府省は、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定することとなり、国税関係手続についても、令和3年10月18日に、財務省HPで基本計画を公表しました。
- 基本計画の対象となっている手続は、以下の28手続です。

手続	利用率 (令和2年度)	目標値 (令和5年度末)	手続	利用率 (令和2年度)	目標値 (令和5年度末)
法人税申告	86.7%	90.0%	青色専給届出(個人)	39.7%	—
消費税申告(法人)	85.7%	90.0%	青色申告取りやめ届出(個人)	22.2%	—
所得税申告	55.2%	65.0%	納税地異動届出(個人)	31.4%	—
消費税申告(個人)	67.8%	75.0%	消費税課税事業者届出書	50.1%	—
相続税申告	14.4%	40.0%	消費税納税義務者でなくなった旨の届出	58.0%	—
贈与税申告	55.2%	—	給与所得の源泉徴収票(合計表)	66.7%	—
印紙税申告(書式表示)	60.5%	—	給与支払事務所開設届出	19.7%	—
法人設立届出	49.7%	—	源泉納期の特例申請	61.4%	—
青色承認申請(法人)	54.2%	—	納税管理人の届出	11.1%	—
納税地等異動届出(法人)	80.6%	—	更正の請求	28.2%	—
事業年度変更届出(法人)	80.6%	—	酒類販売数量等報告	13.3%	—
事前確定給与届出(法人)	79.2%	—	二十歳未満の者の飲酒防止表示報告	13.0%	—
開廃業届出(個人)	17.6%	—	国税納付手続 ※	29.3%	40.0%
青色承認申請(個人)	29.0%	—	納税証明書の交付請求	10.9%	20.0%

※ 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものです。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告①	①	40.6	44.0	47.5	55.2	+7.7
消費税申告(個人)②	②	53.1	55.1	58.0	67.8	+9.8
(① ~ ② の 計)		41.3	44.6	48.0	55.8	+7.8
相続税申告③	③	-	-	-	14.4	-
法人税申告④	④	77.6	82.1	84.9	86.7	+1.8
消費税申告(法人)⑤	⑤	78.9	80.1	84.4	85.7	+1.3
酒税申告⑥	⑥	81.2	81.8	83.3	87.3	+4.0
印紙税申告⑦	⑦	56.9	57.6	57.6	60.5	+2.9
(④ ~ ⑦ の 計)		77.6	80.5	83.9	85.5	+1.6
納税証明書交付請求⑧	⑧	10.8	12.7	12.1	10.9	▲1.2
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	⑨	59.5	61.7	63.7	66.7	+3.0
利子等の支払調書⑩	⑩	23.1	21.3	22.5	25.5	+3.0
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪	⑪	99.4	99.1	98.6	98.7	+0.1
(⑤ ~ ⑪ の 計)		77.4	76.9	76.2	72.4	▲3.8

主要手続

(注)1 個人の納税者に係る手続(「所得税申告①」、「消費税申告(個人)②」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪」)のオンライン利用率については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日までの集計としています。

2 オンライン(e-Tax)利用率の算定に当たっては、①~⑥及び⑦の算定方法を置き、分母を申告件数、分子をオンライン利用件数としています。また、「所得税申告①」及び「消費税申告②」については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した方を含み、地方団体收受分の書面の申告件数を考慮しています。

3 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請件数により利用率を算出しています。

4 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の売却等(及び同合計表)」、「不動産等の譲渡の対価の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年対比
		件	件	件	件	%
主要手続	所得税申告	10,430,168	11,472,798	12,435,802	14,220,417	114.4
	消費税申告(個人)	745,056	770,681	805,431	897,514	111.4
	(① ~ ②) の計	11,175,224	12,243,479	13,241,233	15,117,931	114.2
	相続税申告	—	—	—	22,847	—
	法人税申告	2,128,054	2,268,473	2,368,882	2,424,547	102.3
	消費税申告(法人)	1,624,911	1,655,396	1,725,177	1,749,338	101.4
	酒税申告	35,299	35,952	37,362	37,877	101.4
	印紙税申告	84,287	86,527	86,173	88,760	103.0
	(④ ~ ⑦) の計	3,872,551	4,046,348	4,217,594	4,300,522	102.0
	納税証明書の交付請求	150,104	185,854	174,356	247,718	142.1
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)	2,188,589	2,283,195	2,364,734	2,488,775	105.2
	利子等の支払調書	13,778	8,161	7,562	7,493	99.1
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書	7,316,619	6,790,648	6,212,791	6,103,817	98.2
	(⑧ ~ ⑩) の計	9,669,090	9,267,858	8,759,443	8,847,803	101.0
主要手続全体(① ~ ⑩)の計	24,716,865	25,557,685	26,218,270	28,289,103	107.9	
上記⑫以外の申請・届出等	5,518,884	5,208,659	7,914,376	11,395,736	144.0	
納付手続	5,817,975	6,827,436	8,128,964	10,349,950	127.3	
合計(⑫ ~ ⑭)の計	36,053,724	37,593,780	42,261,610	50,034,789	118.4	

(注)1 各年度4月から3月までの利用件数を集計していますが、個人の納税者に係る手続「所得税申告①」、「消費税申告①」、「消費税申告(個人)②」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑩」については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日までの集計としています。

(注)2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続) ⑧」は、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手続料の支払調書(及び同合計表)」の6編書をいいます。

○ オンライン(e-Tax)利用率(所得税、相続税、法人税)の国税局別内訳

(単位:%)

手続	国税局	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	全国
所得税申告		50.9	59.4	55.3	52.1	57.3	55.5	53.6	58.9	63.8	59.6	61.1	56.1	55.2
相続税申告		16.2	15.6	15.0	13.9	16.7	13.9	13.4	13.0	10.5	19.6	21.0	18.2	14.4
法人税申告		86.7	85.8	88.0	82.6	96.9	90.2	87.3	89.7	87.9	86.9	92.9	94.3	86.7

第47回 天王寺 区民まつり オンライン

今年の区民まつりは、新型コロナウイルス対策で、
オンラインで開催します！インターネットで
「第47回オンライン天王寺区民まつり特設サイト」
にアクセスして、ぜひご覧ください！！

11月28日 日
14:00から配信スタート！



- ・地域団体や官公署等の活動動画・ニュースポーツ紹介
- ・救急隊の訓練風景・和太鼓・吹奏楽演奏
- ・各施設活動案内 など盛りだくさん！

区民まつり皆で参加企画！

- ★みなさんの想いをのせた「かざぐるま」を募集！
- ★謎解き問題にチャレンジ！（クイズ冊子を配布）

参加者募集！

- ★参加型ヒーローショー ★ごみ刀ワークショップ
- ★最恐おばけ屋敷

コロナ対策にて少数の予約参加となります。詳しくはお問合せください。



11月1日(月)～特設サイトオープン ★謎解き問題を先行配信！プレゼント企画などの案内
11月28日(日)～区民まつり本番配信 ★配信後もYouTubeにてご覧いただけます。

各企画について
詳しくは区民まつり
特設サイトに



国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁


キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方


さらに詳しい情報は [こちら](#)



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。


事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方


さらに詳しい情報は [こちら](#)



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等

さらに詳しい情報は [こちら](#)



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。




4>> クレジットカード納付

さらに詳しい情報は [こちら](#)



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。*納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。



振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます! (注) 個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**
(1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**
(1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**
(1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なくて
簡単ね!



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に**書面での提出が不要!**
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要!**
- ・金融機関届出印の**押印が不要!**
- ・**電子証明書が不要!**



事前に準備するものが
少なくて便利だね!

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)**」「**オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)**」をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融
機関一覧(ダイレクト納付)



切り取り線で
切りはなして
提出してください



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「**国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「**ダイレクト納付の手続**」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



法人番号	_____
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名 (法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由)	一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勤定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱について、仮に紛議が生じて、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。	
	1 金融機関番号エラー		4 口座情報不完全
	2 整理番号等未登録		5 その他
	3 重複入力		
	入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録		
	金融機関番号		
	整理番号		

金融機関整理欄	(不備返却事由)	A 印鑑相違 B 印鑑不鮮明 C 口座番号相違 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)	F 住所相違 G 支店名相違 H その他 (備考)	
	受 付 印 印 鑑 照 合 検 印			
	(口座識別番号)			
	(認証番号)			

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻りに納付手続きをされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、次の税金が利用できます。
- ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
- 詳しくはeTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
自宅でも国税と地方税の
納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌祭日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

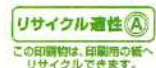
検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



令和3年9月

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常年8.8%→軽減後年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は**e-Tax**をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

猶予制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください、所轄の税務署（徴収担当）にお電話でご相談ください。

詳細はこちら





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		①申請年月日 令和 年 月 日					
	氏名称			滞納日付印					
	法人番号			申請番号					
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			●●	円	円	円	円	円	
			●●			〃		〃	
			●●			〃		〃	
			●●			〃		〃	
合計				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	円
---------	---	------------	---	--------------------	---

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :
--	-----------------------

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
----	--	----------------------

税理士署名	(電話番号 - -)
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

納税換価の猶予申請書

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

東京 税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒××××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)××××		①申請年月日	令和〇年4月20日
	氏名	国税 太郎		通達日付印	
	法人番号			申請書番号	
				発給年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令和〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000	—	要	—	—	令和〇年分
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
合計			250,000	イ	ハ			

すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能額(A)」欄又は「財産目録」の「③現在納付可能資金額(D)」欄の金額)を記載してください。

②イ～ホの合計	250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	250,000
---------	---------	------------	---	--------------------	---------

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。
すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和〇.4.30	0円	令和〇.8.31	0円	令和〇.12.31	10,000円
令和〇.5.31	0円	令和〇.9.30	40,000円	令和△.1.31	80,000円
令和〇.6.30	0円	令和〇.10.31	0円	令和△.2.28	70,000円
令和〇.7.31	0円	令和〇.11.30	0円	令和△.3.31	50,000円 +延滞税

各月の納付金額の合計額は、「④猶予を受けようとする金額」に一致します。

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間
------	-----------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由による換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。
猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
- 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

(納税者交付用)

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

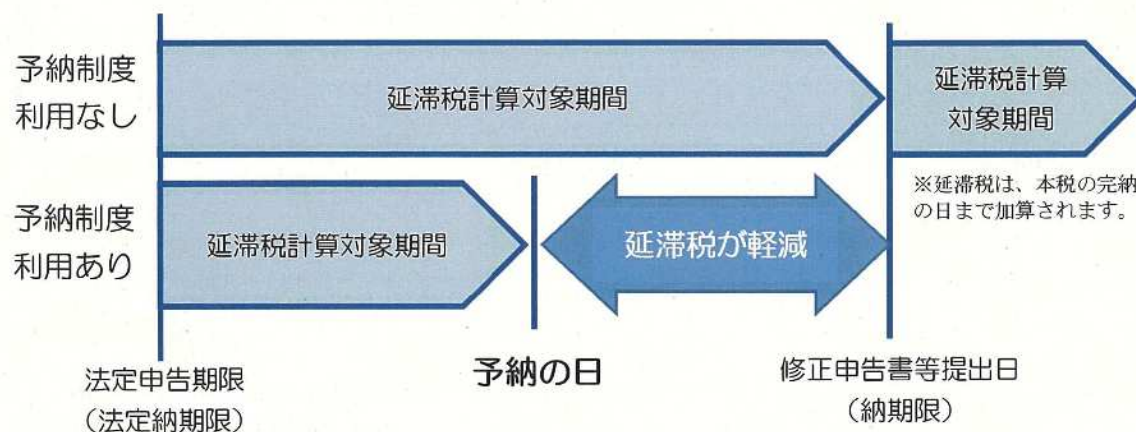
（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

（注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。

2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

印

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納期限	税額	備考
			円	
予納する理由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)

《記載例》

国税の予納申出書

令和 年 月 日



所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

住所 (又は居所)、電話番号、
氏名 (又は法人名) を書いてください。

〒市〇〇町〇—〇
電話番号
××× (△△△) 〇〇〇〇
氏名又は法人名
国税 太郎 印

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
消費税及び 地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇	円 1,234,500	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予納する国税の税目、年分、申告区分、 納期限及び税額を書いてください。 </div>				
予 納 す る 理 由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定) (例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予納する理由を書いてください。 </div>				

【予納に当たっての留意事項】

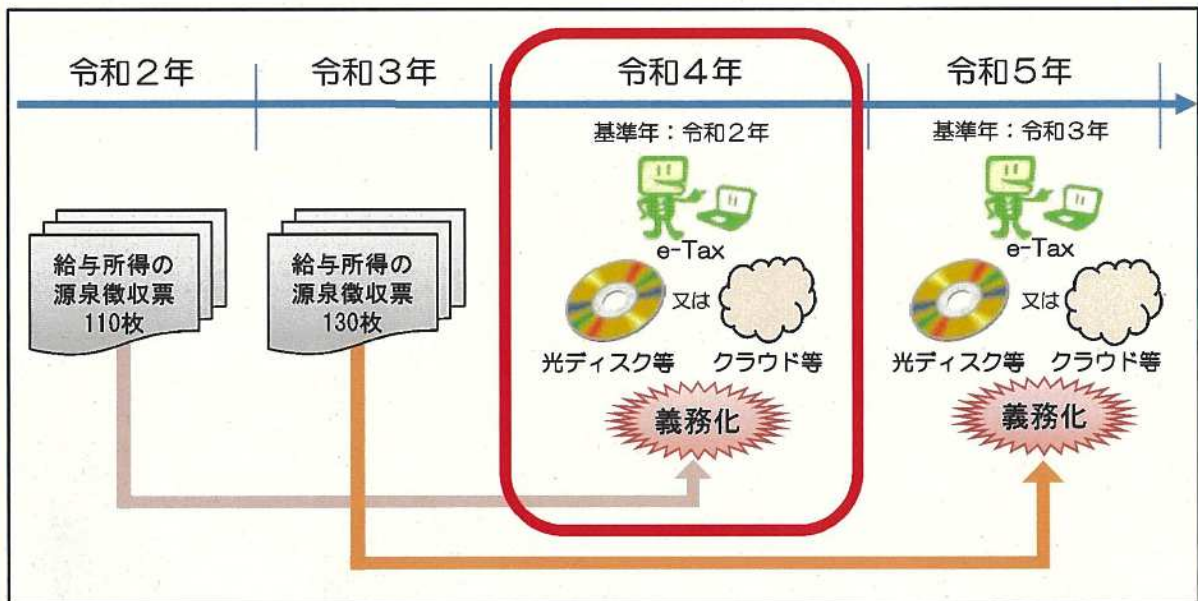
- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当した後の残額については還付されます。)

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**である法定調書については、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等（以下「e-Tax等」といいます。）による提出が必要です。

例えば、令和2年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和4年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



留意事項

- e-Tax等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

詳しくは、e-Taxホームページの「法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について」(https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm)をご覧ください。

e-Tax 検索



国税庁

令和3年10月

法定調書の作成・提出は、^{イータックス}e-Tax で!!

税務署に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。



特に

e-Tax ソフト（WEB版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。

e-Tax ソフト（WEB版）による提出

（対象）

- 「給与所得の源泉徴収票」
 - 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
 - 「不動産の使用料等の支払調書」
- などの法定調書（裏面参照）

- ・ e-TaxソフトをインストールすることなくWEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- ・ 表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読み込めます。

eLTAX による提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

- ・ eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。

※ 詳しくは、eLTAX ホームページ ([https:// www.eltax.lta.go.jp](https://www.eltax.lta.go.jp)) をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出することもできます。
 なお、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (<https:// www.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等（CD・DVD など）又はクラウド等による提出が義務化されています。

例えば、令和2年に提出する「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が 100 枚以上であった場合、令和4年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必要があります。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税局・税務署

令和3年9月

e-Tax ソフト (WEB版) で CSV 読込が便利!

- e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

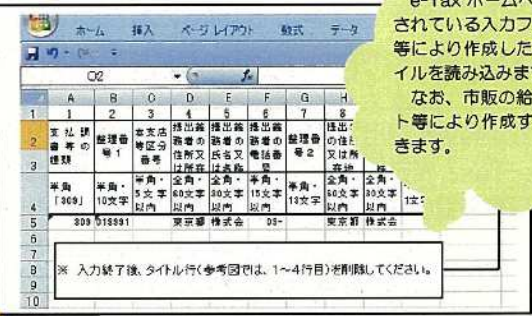


e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) にアクセスし、まず、右上部の「各ソフト・コーナー」をクリックし、次に「e-Tax ソフト (WEB 版)」をクリックします。

e-Tax を初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出をしてください。既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。
③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。その後、法定調書合計表を併せて作成します。



e-Tax ホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成した CSV ファイルを読み込みます。
なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名を付与して...
あとは、送信するだけ!



CSV ファイル作成の詳細は
こちら (e-Tax ホームページ)

- (注) 1 e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書の作成可能データ上限は、データサイズ 20MB (目安 6,000 枚程度) です。
2 インストールした e-Tax ソフト (通常版) を利用して法定調書を作成することも可能です。
※ e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書を除く、光ディスク等により提出可能な 50 種類の法定調書が対象です。
3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名) の添付が必要です。

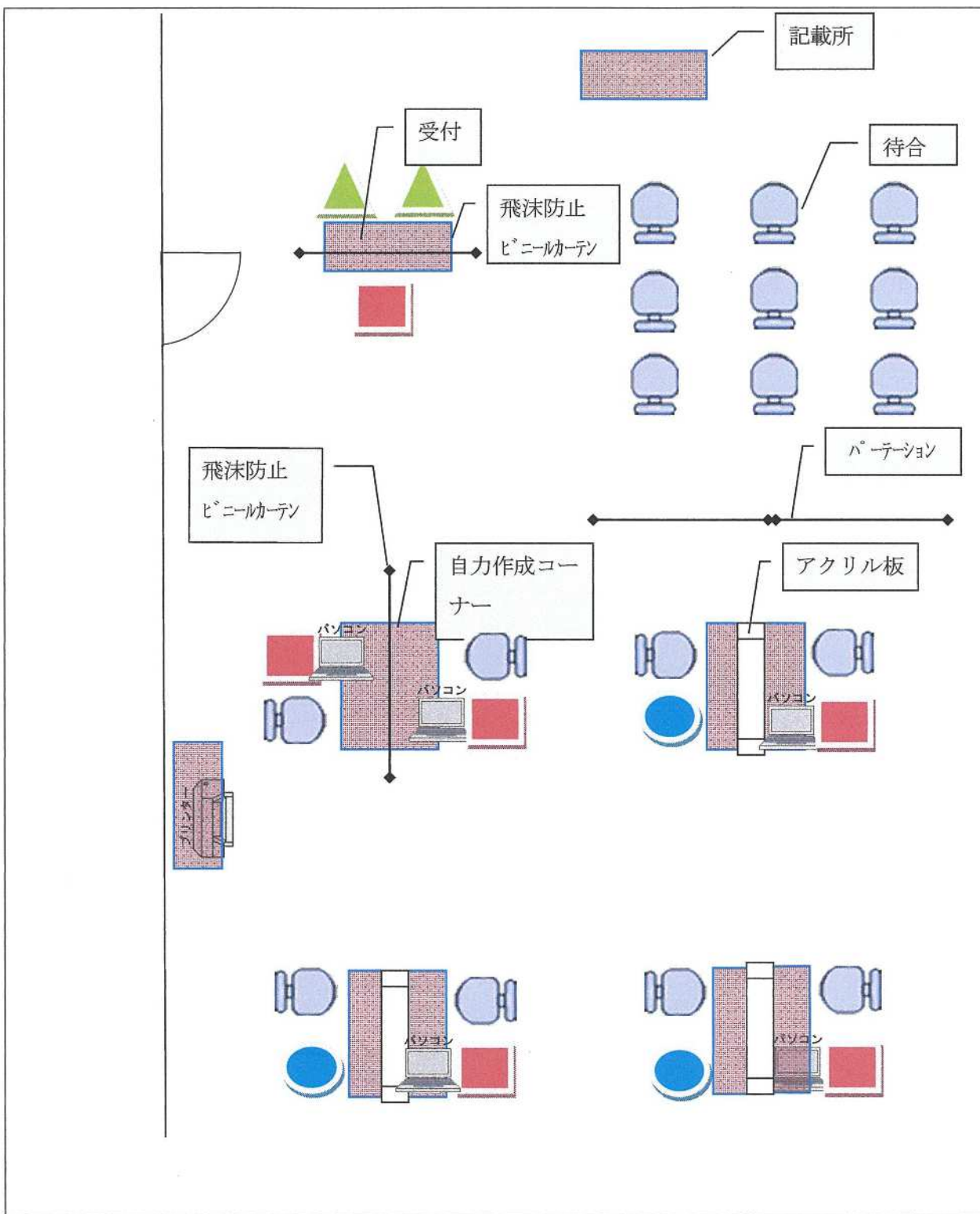
令和3年分確定申告期における無料税務相談の実施計画

近畿税理士会天王寺支部

実施日	曜日	主催者	相談税理士	受付税理士	合計
2022年2月4日	(金)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月7日	(月)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月8日	(火)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月9日	(水)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月10日	(木)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月14日	(月)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月15日	(火)	独自事業：天王寺支部	3	2	5
2022年2月16日	(水)	協議派遣：納税協会	3	-	3
2022年2月17日	(木)	協議派遣：納税協会	3	-	3
2022年3月1日	(火)	協議派遣：納税協会	3	-	3
2022年3月2日	(水)	協議派遣：納税協会	3	-	3
		合計	33	14	47

近畿税理士会 天王寺支部

天王寺納税協会 3階会議室 会場



税理士による **令和3年分** 確定申告 **無料相談会**のお知らせ [広告]

開催日：令和4年2月4日(金)～2月15日(火) (土日祝を除く)
会場：天王寺納税協会 3F (エレベーターはありません)
大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号
開催時間：9時30分～16時



※確定申告書はご自身で作成していただきます。不明な点を税理士がアドバイスします。
相続税や贈与税、土地、株式等の譲渡についての相談は行っていません。
確定申告書等の提出は受け付けておりません。

コロナ感染症対策

- ・来場者には検温をさせていただきます。
- ・37.5度以上の発熱があった場合や体調不良の場合には入場を制限させていただきます。
- ・来場者には氏名と緊急連絡先を記載していただきます。
- ・これらの情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることをご了承ください。
- ・会場受付で整理券をお渡しします。混雑に応じて入場制限をさせていただく場合がございます。
- ・マスクの着用をお願いします。また、ご自身の筆記用具や電卓をご持参ください。

お問い合わせ先

近畿税理士会天王寺支部 TEL.06-6772-8103
大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号 (天王寺納税協会内) <http://www.tennouji.net/>